

# 奈良市子ども条例検討に伴うアンケート調査実施業務 に係る一般競争入札実施要項

奈良市子ども条例検討に伴うアンケート調査実施業務に係る契約を締結するに当たり、一般競争入札を次のとおり実施する。

## 1 業務概要

- (1) 業務名  
奈良市子ども条例検討に伴うアンケート調査実施業務
- (2) 業務内容  
アンケート調査の実施及び集計分析
- (3) 履行期間  
契約締結日から平成25年3月31日まで
- (4) 契約形式  
委託契約

## 2 参加資格

以下に掲げる条件を全て満たしている事業者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成24年度において奈良市物品購入等指名競争入札参加資格者であること。
- (3) 過去2年間に本市又は他の官公庁（特殊法人、独立行政法人を含む。）の発注において、同等以上の規模のアンケート調査業務を2回以上にわたって行った実績（平成22年4月1日から平成24年3月31日までの間に完了した業務）を有すること。
- (4) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）であること。

## 3 入札参加申請

参加しようとする者は、次に示すところにより入札参加申請をするものとする。

- (1) 提出期間  
平成24年11月5日（月）から平成24年11月14日（水）まで  
土曜日、日曜日を除く午前9時から午後5時まで

(2) 提出場所

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 中央棟1階

奈良市子ども未来部子ども政策課（担当：企画調整係）

(3) 提出方法

提出場所へ持参又は郵送すること。電子メール及びFAXでの提出は認めない。

郵送の場合は、平成24年11月14日（水）必着で提出すること。

(4) 提出書類

以下の書類を提出すること。

ア 一般競争入札参加申請書（様式第1号）

イ 業務実績調書（様式第2号）

#### 4 質問

(1) 質問期間

平成24年11月5日（月）から平成24年11月9日（金）まで

(2) 受付方法

電子メールにて件名を「奈良市子ども条例検討に伴うアンケート調査実施業務に関する質問書」とし、質問書（様式第3号）を添付して送信すること。

(3) 送付先電子メールアドレス

電子メール：kodomoseisaku@city.nara.lg.jp

(4) 質問に対する回答

平成24年11月12日（月）午後5時までに、質問書に記載されたメールアドレスあてに電子メールで回答する。なお、寄せられた全ての質問・回答については、この一般競争入札への参加申請をした事業者全員に対し通知する。ただし質問が無かった場合は通知しない。また、子ども政策課において閲覧に供する。

#### 5 入札参加資格の確認審査結果通知

入札参加申請を行った者のうち、入札参加を承認する者には入札参加承認書により、承認しないとした者にはその理由を示した入札参加不承認書により、平成24年11月16日（金）までに通知する。

#### 6 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札の日時

平成24年11月21日（水） 午後1時30分 から

(2) 開札の日時

入札締め切り後、直ちに開札

(3) 入札及び開札の場所

奈良市役所 中央棟1階 入札室

#### 7 入札条件

(1) 入札に際しては、奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する

場合は、これを免除する。

- (2) 入札の方法は、持参入札とする。
- (3) 入札時間に遅れた者は、入札に参加できない。
- (4) 入札会場への入場は、入札者又はその代理人のみとする。
- (5) 代理人が入札する場合は、必ず入札前に委任状（様式第4号）を提出すること。
- (6) 入札者の不正行為又は不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき、その他の理由により、この入札を執行することが不適当であると認めるときは、執行を取り止める。  
また、入札執行中においても落札決定を保留し、さらに入札執行後においても落札決定を取り消す場合がある。
- (7) 提出した入札書は、その理由にかかわらず書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (8) 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。
- (9) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。契約希望金額は、事業に係る全ての費用を含むものとする。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。
- (10) 入札者が1人であるときは、その入札は成立しないものとする。

## 8 落札者の決定

- (1) 入札者中、予定価格以内の最低価格の入札者をもって落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同一の価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに「くじ」で決定する。
- (3) 開札した場合において、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。入札参加者又は代理人が開札に立ち会わない場合は、再入札に参加する意思がないものとみなす。また、後記9の各号に該当する無効入札をした者は、再入札に加わることができない。

なお、入札は再入札と合わせて2回までとし、落札者のない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終入札において有効な入札を行った競争加入者と交渉を行うことがある。

## 9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はFAX等による入札
- (3) 代理人による入札で委任状の提出がないもの
- (4) 入札書に入札金額、委託件名の表示又は記名押印を欠く入札
- (5) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (6) 同一入札について、入札者又はその代理人が2以上の入札をした場合におけるその

全部の入札

- (7) 入札金額を訂正した入札
- (8) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為があったと認められる入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

## 1 0 その他

- (1) 入札者は、入札実施要項及び別紙「奈良市子ども条例検討に伴うアンケート調査実施業務仕様書」を熟読のうえ入札すること。
- (2) 入札手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、入札者の負担とする。
- (4) 提出期限日後における提出した入札参加申請書類の差替え及び再提出は認めない。
- (5) 入札日の前日までの間において、提出書類に関し本市から説明を求められた場合、これに応じること。
- (6) 全ての提出書類は、返却しない。
- (7) 入札実施要項に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則による。

## 1 1 問合せ先

奈良市子ども未来部子ども政策課（担当：企画調整係）

所在地：〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

電話：0742-34-4792(直通)

F A X：0742-34-4798

メール：kodomoseisaku@city.nara.lg.jp